

住 民 税

個人住民税は、令和6年1月1日現在、東神楽町に住所がある方に対して課税されます。
 なお、他市町村に住所がある方でも生活関係の面で東神楽町に本拠地をおかれている場合は課税されます。ただし、次の方には課税されません。

所得割・均等割とも非課税

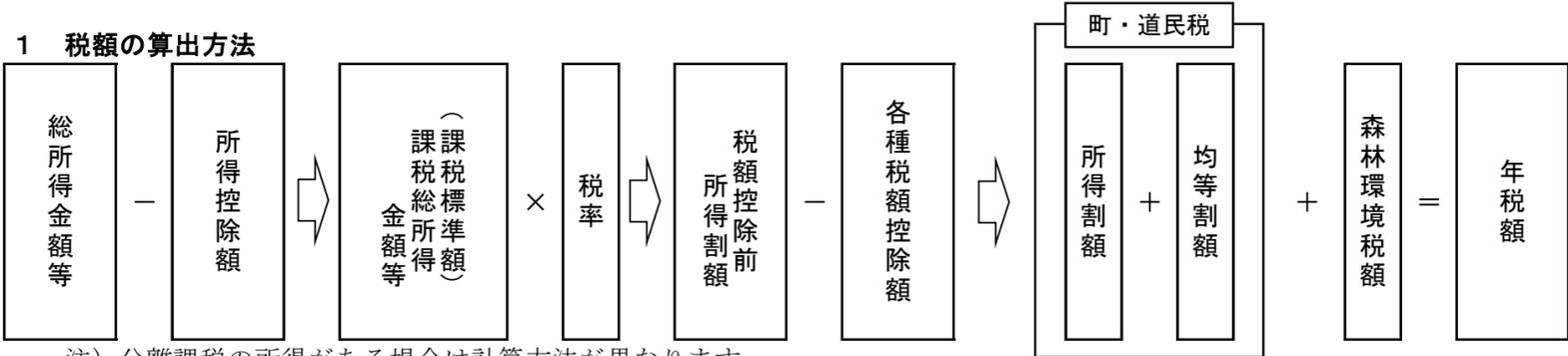
- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ②障がい者、未成年者、寡婦及びひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下であった方
- ③前年の合計所得金額が、次に定める式で算出された金額以下の方
 $28万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 10万円 + \text{扶養親族がいる場合は} + 17万円$

所得割のみ非課税

- 前年の総所得金額等が、次に定める式で算出された金額以下の方
 $35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 10万円 + \text{扶養親族がいる場合は} + 32万円$

年税額の算出のしかた

1 税額の算出方法



注) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

2 給与所得金額の算出方法

給与所得金額は次の算式で求められます。

給与等収入金額 A	給与所得金額	
550,999円以下	0円	
551,000円～1,618,999円	A - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	A ÷ 4 = B (千円未満の 端数切捨て)	B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円		B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円以上	A - 1,950,000円	

3 公的年金等金額の算出方法

公的年金等所得金額は次の算式で求められます。

年齢	公的年金等の 収入金額 A	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳 未満	1,300,000円 未満	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
65歳 以上	3,300,000円 未満	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

4 所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

- ア. 本人が特別障害者
- イ. 23歳未満の扶養親族を有する
- ウ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入金額 (上限1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得控除後の給与等の金額 (上限10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (上限10万円)} - 10\text{万円})$$

※ (1) と (2) の両方に該当する場合は、(1) の控除後に (2) の金額を控除します。

5 所得控除

総所得金額等から控除される所得控除は、次のとおりです。

①雑損控除

(実質損失額－総所得金額等×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額

②医療費控除 (限度額200万円)

医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)

③社会保険料控除等

支払金額 (国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料等)

④生命保険料控除

平成25年度から生命保険料控除が改組され、次の(1)から(3)による各保険料控除の合計適用限度額が7万円となっております。

(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)		(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
12,000円以下	支払金額全額	15,000円以下	支払金額全額
12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
56,000円超	一律28,000円	70,000円超	一律35,000円
①介護医療保険契約等に係る支払保険料等について、介護医療保険料控除(適用限度額28,000円)が設けられています。		①従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ35,000円となります。	
②新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ28,000円となります。		②各保険料控除額の計算は上記のとおりです。	
③各保険料控除額の計算は上記のとおりです。			
(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算 上記(1)②及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(適用限度額28,000円)となります。 ①新契約の支払保険料等につき、上記(1)③の計算式により計算した金額 ②旧契約の支払保険料等につき、上記(2)②の計算式により計算した金額			

⑤地震保険料控除

地震保険料		旧長期損害保険契約等保険料	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
50,000円以下のとき	支払金額の1/2	5,000円以下のとき	全額
50,000円超のとき	25,000円	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円

※地震保険、旧長期損害保険契約等保険の両方がある場合は、限度額は25,000円となります。

⑥配偶者控除

納税義務者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円

※配偶者控除を受ける方は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

⑦配偶者特別控除 (合計所得金額が1,000万円以下の方)

生計を一にする配偶者がいる場合で、配偶者の合計所得金額に応じて受けられる控除

配偶者の所得金額 → (単位: 万円)

納税義務者の所得金額	配偶者の所得金額								
	48~100	~105	~110	~115	~120	~125	~130	~133	134~
~900	33	31	26	21	16	11	6	3	0
~950	22	21	18	14	11	8	4	2	0
~1,000	11	11	9	7	6	4	2	1	0

※納税者本人の所得が1,000万円を超える場合配偶者特別控除の適用はありません。

⑧扶養控除

一般	33万円	(扶養親族のうち16歳以上の方)
特定	45万円	(扶養親族のうち19歳以上23歳未満である方)
老人	38万円	(70歳以上の方)
同居老親等	45万円	(納税義務者又は配偶者の直系尊属で同居している70歳以上の方)

⑨障害者控除

障害者	26万円	(本人、配偶者、扶養親族が障がい者で1人につき)
特別障害者	30万円	(その障がい者が特別障害者に該当する場合で1人につき)
同居特別障害者	53万円	(特別障害者のうち納税者又は納税者の配偶者もしくは納税者と生計を一にする親族と同居している場合)

⑩ひとり親・寡婦控除

ひとり親	30万円	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がおらず、生計を一にする子(扶養親族に限ります)があり、かつ合計所得金額が500万円以下である方
寡婦	26万円	

①夫と離婚した後婚姻をしていない婦人で、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がおらず、扶養親族があり、かつ合計所得金額が500万円以下である方

②夫と死別した後婚姻をしていない婦人や夫の生死の明らかでない婦人で、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がおらず、合計所得金額が500万円以下である方

⑪勤労学生控除

26万円	自己の勤労による給与所得等(事業所得や給与所得、退職所得、雑所得)を有するもののうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下である方
------	---

⑫基礎控除

納税義務者の前年の合計所得が2,400万円を超える場合、その合計所得によって基礎控除額が通減し、合計所得が2,500万円を超える場合は、基礎控除の適用がありません。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

6 所得割の税率(総合課税分)

町民税 6% 道民税 4%

7 税額控除

①調整控除

- ・合計課税所得金額が200万円以下の方
 - 次のアとイのいずれか少ない額の5%(町民税3%、道民税2%)に相当する金額
 - ア) 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 - イ) 合計課税所得金額
- ・合計課税所得金額が200万円超の方
 - 次のアの金額からイの金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(町民税3%、道民税2%)に相当する金額
 - ア) 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 - イ) 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額				
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下		
障害者控除	普通	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円	
	特別		老人	10万円	6万円	3万円	
	同居特別		48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円	
寡婦控除	一般	配偶者特別控除	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円	
ひとり親控除	ひとり親(母)						5万円
ひとり親控除	ひとり親(父)						1万円
勤労学生控除	1万円						
扶養控除	一般	5万円	老人	10万円			
	特定	18万円	同居老親等	13万円			

※合計所得が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

②配当控除

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	道民税	町民税	道民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

③住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額となります。

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得＜注釈1＞、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額とします。

控除額は、町民税3/5、道民税2/5に按分されます。

① 前年分の所得税に係る住宅借入金特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは、平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

注釈1 特定取得とは、住宅の取得等の対価の額や費用の額に含まれる消費税が、8%又は10%の税率で課された住宅の取得等のことをいいます。

④配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

控除額は、町民税3/5、道民税2/5に按分されます。

所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額がある場合には、令和6年度個人住民税に充当する場合があります。

⑤寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（総所得金額等の合計額の30%を上限）が2,000円を超える場合には、その超える金額の10%（町民税6%、道民税4%）に相当する金額

ア 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

イ 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

ウ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として北海道又は町の条例で定めるもの

エ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として北海道又は町の条例で定めるもの

ただし、アの寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の町民税3/5、道民税2/5に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額		割合
0円以上	1,950,000円以下	84.895%
1,950,000円超	3,300,000円以下	79.79%
3,300,000円超	6,950,000円以下	69.58%
6,950,000円超	9,000,000円以下	66.517%
9,000,000円超	18,000,000円以下	56.307%
18,000,000円超	40,000,000円以下	49.16%
40,000,000円超		44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)		90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)		地方税法に定める割合

8 均等割の税額及び森林環境税

森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

その税額は全額が森林環境譲与税として、都道府県・市区町村へ譲与されます。

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

令和6年度の個人住民税（町民税・道民税）均等割額及び森林環境税額は下表のとおりです。

	令和5年度まで ※1	令和6年度から
町民税均等割	3,500円	3,000円
道民税均等割	1,500円	1,000円
森林環境税(国税)	—	1,000円
計	5,000円	5,000円

※1 平成26年度から令和5年度までの均等割の税額が、東日本大震災からの復興を図るための必要な財源確保として、1,000円を加算した額となっています。

9 公的年金からの特別徴収制度

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金収入に係る個人住民税の納税義務のある方は、年金からの特別徴収（年金支給額から個人住民税を天引きする）制度により納付していただくこととなります。

年間の徴収税額の平準化を図るため、特別徴収の2年目以降の方の仮特別徴収税額（4月、6月、8月）を、前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額とすることになりました。この制度は平成28年10月以後に実施する特別徴収から実施されています。